福島県総合計画審議会議事録

日　時　　平成２１年１１月　５日（木）１３：３０～１６：００

場　所　　杉妻会館　牡丹

司　会	本日はお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。 私、本日の進行役を務めさせていただきます企画調整部総合計画課の五十崎でございます。よろしくお願いいたします。 ただいまから福島県総合計画審議会を開催いたします。 初めに企画調整部長からごあいさつを申し上げます。
企画調整部長	皆さん、大変お忙しい中、本日の審議会にお集まりをいただき誠にありがとうございます。 本日の審議会でございますが、新しい福島県総合計画（案）、そして、新たな諮問事項といたしまして福島県国土利用計画の改定についてという２点について議題とさせていただいております。 新しい福島県の総合計画の案につきましては、昨年の10月に知事からこの審議会に諮問をさせていただき、その後、この審議会で計４回、そしてまた審議会ごとに設置をされた策定検討部会で10回にわたり、審議、ご議論をいただいてまいりました。 本日、先般の部会においてお取りまとめいただいた総合計画の案につきまして、この全体会議の審議会に諮っていただきご議論いただくことになっております。これまでご尽力いただいた皆様に対しまして深く感謝を申し上げたいと存じます。 しかしながら、きょうのこの議論は最後の非常に大事な詰めの議論となってまいります。ぜひ、皆様方から忌憚のないご発言をいただきお取りまとめいただければと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。
司　会	ありがとうございました。 それでは次に、審議会長からごあいさつをお願いいたします。
鈴木会長	皆様、改めましてお忙しい中ご出席いただきありがとうございます。 今、部長のほうからもお話がありましたけれども、昨年の10月20日、新しい総合計画の策定について知事から諮問を受けました。その後に策定部会というものを設けまして、浅見委員、木田委員、瀬谷委員、橘委員、長林委員、中山委員、初瀬委員、安田委員、湯田委員、そして部会長の私を含めて10名で１年間にわたり審議をしてまいりました。 ことしの７月に開催したこの審議会では、計画の中間整理案でございましたけれども、皆さんにお諮りをして、中間の段階についてご審議をいただいたところであります。 皆さんにいただいたいろいろな意見、中間整理案に関するパブリックコメント、こういうものを踏まえて、あるいはさらに言うと県議会からの意見もございまして、それも踏まえて内容を修正し、中間整理案には盛り込まれなかった内容等について精査をし、指標等を加えて最終的な取りまとめをしたところであります。 本日は、新しい総合計画の原案の取りまとめができましたので、その

概要を報告させていただこうと思っています。そして、皆様のご了解が得られれば、その上で審議会の答申案として県知事に提出をする、答申をする、こういう運びに一歩踏み込みたいと思います。

計画の原案の取りまとめは、先ほど申し上げましたように、昨年の11月18日に第１回目の部会を開いてから、当初は数回で終わる予定が、ついせんだってまでの間に10回にわたって審議をしてまいりました。大変密度の濃い審議ができたかなというふうに思っております。特に、約１年にわたり、この内容についてご検討いただいた、ご尽力いただいた、部会の委員の方々にあらためてお礼を申し上げたい、こんなふうに思っております。

なお、審議会のメンバーの方々に、途中で一度中間整理案のまとめについてご審議をいただきましたが、その後、実は部会の審議が大変密度が高かったり頻繁に行われたために、審議会のメンバーの方々に十分に情報交換ができなかったかもしれません。きょう、そういうことでいうと、中間整理案の段階から改めていろいろな内容がつけ加えられております。事務局のほうからできるだけ丁寧に説明してもらえますか。審議会の方々にも、ぜひそこいらの事情をお酌み取りいただきたい、こんなふうに思います。

また、本日は、議題にもありますように、新しい総合計画に関する議事の後に、平成22年を目標年次とする現行の福島県国土利用計画の改定について審議をする予定であります。これについてもご審議をいただきたいと思います。

最後になりますけれども、私は審議会長になったときからずっと申し上げておりますけれども、この総合計画審議会は、県知事から諮問を受けたものに審議会として答申をする、知事あるいは県当局と審議会が、その間で一定の関係を持っているだけではなくて、私たちの審議会のメンバーは、県民と県との中間に位置しているので、県民の意見をできるだけくみ上げる、あるいは県のいろいろな考え方を県民に伝えていくというようなことを、やはり審議会の役割として考えていくべきだということをずっと申し上げてまいりました。

そのこともあって、実はこの総合計画の審議過程の中では、さまざまな地域懇談会、シンポジウム、部会を含めて30回近くにわたって県内各地でそういうものを展開してまいりました。それでもまだまだ不十分かもしれません。皆さん方の、それなりのいろいろご協力やご意見を賜って、この審議会が県民の目線に立って、あるいは県民に見える格好で展開できることを私も期待しております。

そんなことも含めて、忌憚のない意見を承れればいいなと思いますので、有意義な審議会になるようご協力のほどよろしくお願いいたします。

司　会　ありがとうございました。

議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。本日、机の上

にご用意させていただきましたのは、福島県総合計画審議会次第、出席者名簿、席次表の３枚と、事前に本日の資料として暫定版を送付させていただいており、本日持参してくださいますようお願いしていたところでございますが、これを修正したものも含めまして、資料１「総合計画策定検討部会報告書」、その参考資料としまして「福島県総合計画審議会における部会の設置について」、資料２「第８回～第10回部会での主な審議内容」、その参考資料といたしまして「新しい総合計画と議会との関係」、資料３「計画（案）と中間整理案の対比表」、資料４「新しい福島県総合計画（案）概要版」、資料５「新しい福島県総合計画（案）」の合計７つの資料を机の上にご用意させていただいております。

なお、国土利用計画関係の資料６「福島県国土利用計画の改定について」、資料７「福島県総合計画審議会における部会の設置について」、資料８「福島県国土利用計画（第５次）の改定に係るスケジュール（案）」、資料９「福島県の土地利用の状況」、また、参考資料の１、参考資料２、参考資料３、参考資料４、この８つの種類につきましては修正箇所がございませんので机の上にはご用意してございませんが、本日持参するのをお忘れの方につきましては事務局のほうでお配りしますのでご連絡をいただければと思います。そのほか、参考といたしまして、福島県総合計画審議会条例と委員の名簿をお配りしております。

ここまでのところで不足等がございましたら、恐れ入りますが事務局のほうにご連絡をお願いします。

それでは、これ以降は福島県総合計画審議会条例第５条第２項の規定により、会長に議長をお願いしたいと思います。

それでは、鈴木会長、よろしくお願いいたします。

議　長
（鈴木会長）

それでは､私がここから議事の進行役を務めさせていただきますので、ご協力のほどお願いいたします。

まず、議事に先立ちまして定足数の確認をいたします。総合計画審議会の委員現数25名および特別委員が２名、合わせて27名です。本日の出席者は22名ということで、本審議会が有効に成立していることを、まずご報告いたします。

続きまして議事録署名人を２名選びたいと思います。私のほうから議事録署名人をご指名申し上げてよろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

議　長

どうもありがとうございます。

それでは、議事録署名人をお二方お願いいたします。お一人は佐藤晴雄委員、もう一人は長澤利枝委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日の議題１は新しい総合計画（案）について、２は福島県国土利用計画の改定についてであります。間に副知事からごあいさつと、福島県国土利用計画改定についての本審議会に対する諮問が行われる予定であ

ります。それが議事でいうと５番目、６番目あたりがそこに係る内容であります。

まず最初に議事の１、新しい福島県総合計画（案）についての審議を行います。

先ほど申し上げましたように、この審議会内に部会を設けまして、10名の部会委員で10回にわたる審議を行ってまいりました。担当部局のご苦労もさることながら、いろいろ関係部局の方々、その都度大変な激しい議論のやりとりをしながら今日に至りました。あたらめてお礼を申し上げますが、10月29日に開催した第10回部会で、ようやく計画案を中心とする内容と同時に部会報告書を取りまとめました。後ほど計画案の取りまとめに当たった部会委員の方々にも、この計画案に対する思いなどについてお話をいただきたい、こんなふうに思っていますが、まず、部会報告書の内容及びその中で触れている計画の案について、部会としての審議を皆様にご報告をさせていただきます。内容については、部会長を私が務めておりますので、内容については事務局のほうから説明をお願いしたい、こんなふうに思っております。よろしくお願いいたします。

総合計画課長

総合計画課長の牧野でございます。

まず、資料の１をご覧いただきたいと思います。先月の29日、第10回部会で取りまとめられた報告でございます。

参考資料（資料１関係）の５にございますように、部会は審議内容を審議会に報告し、審議会はこれを踏まえてさらに詳細な審議を行うものとするということになってございます。

まず、報告書を読み上げます。

（総合計画策定検討部会報告書）

本部会は平成20年10月20日に開催された福島県総合計画審議会において設置され、同年11月18日から平成21年10月29日までの間、10回にわたり新しい福島県総合計画について審議、検討を行いましたが、その結果は、別紙「新しい福島県総合計画（原案）」のとおりです。

なお、審議会答申に当たっては、以下の点を要望すべきと考えます。

１　計画名称及び基本目標は、計画で礎と位置づけた「人と地域」をイメージするなど、わかりやすく親しみやすいものに設定すること。

２　本計画はめざす将来の姿の実現に向け、県内のさまざまな主体がともに力を合わせ取り組んでいくための共通の指針となるものであることを踏まえ、多くの機会を通じて広く計画の趣旨や内容当の周知を図り、県全体で共有できるよう努めること。

３　人口減少・超高齢社会の到来等、厳しい時代潮流が見込まれる中にあっても、県民が将来に夢と希望を持ち、安心して暮らすことができる豊かな福島県をつくっていくため、計画の実効性の確保に努めること。

平成21年10月29日

総合計画策定検討部会・部会長

１につきましては後ほど経緯をご説明いたしますが、計画の名称や基本目標は県と県民が思いをともにできるようにしなければならないけれども、一方で、県の総合計画が県の基本的な計画にかかわるものであることから、審議会では名称や基本目標を定めるに当たって基本的な考えを示すにとどめ、県がその考えを踏まえて具体的に設定するという考え方から盛り込まれたものでございます。

資料２に移っていただきたいと思います。資料２「第８回～第10回部会での主な審議内容について」でございます。

（１）第８回の部会でございますけれども、①といたしまして、パブリックコメント､市町村から意見等への対応について審議いたしました。意見は合計で198件ございました。

②といたしまして、政策分野別の重点施策の指標について審議し、主な意見といたしまして、モニタリング調査や意識調査をもっと重視すべきという声、また、耕作放棄地の縮小を指標として掲げるべきとの意見がございました。

（２）の第９回の部会でございますが、これにつきましては、先ほど会長からお話がございましたように、県議会の申し入れについて審議をいたしました。参考資料（資料２関係）をご覧いただきたいと思います。新しい総合計画と議会の関係でございます。

１の議会条例につきまして、一つ目の丸、県の総合計画の策定は､「福島県行政全般に係る基本的かつ総合的な計画を議会の議決事件として定める条例」に基づきまして、議会の議決を経る必要があるとされております。当該条例は現行計画の「うつくしま21」の重点施策の見直しの際に適用されてございますけれども、新たな計画の策定に当たって適用されるのは今回が初めてでございます｡下に関係条文を示してございます。

２番目でございますが、こうしたことから議会では県の総合計画が議会の議決案件とされることを踏まえて、新しい総合計画について「新しい福島県総合計画」調査検討委員会をことしの５月25日に設置したところでございます。

当該委員会では、計画策定作業と平行して全９回にわたって集中的な調査・検討が重ねられ、その結果、10月１日に議会の特別委員会の委員長から議長に対して報告があり、これを受けまして、10月２日に議長から知事に対して「『新しい福島県総合計画』策定に当たっての意見」といたしまして、議会として最終計画案に反映させるべきとする意見の申し入れがなされたところでございます。申し入れの内容につきましては別紙、「『新しい総合計画』策定に当たっての意見」でございまして、主な意見といたしましては、３枚目にございます、基本目標について、将来推計値と重点施策について、生活圏の捉え方について、ということで意見がございました。

また、参考資料（資料２関係）に戻っていただきまして、そちらの裏のページでございますけれども、新しい総合計画の策定経過についてでございます。

下のほう、10月のところをご覧いただきたいのですが、10月２日、議長から知事に申し入れがなされたという白抜きのところがございますけれども、申し入れがありまして、これに対しまして、左側のほうですが、10月中旬の10月20日に第９回の検討部会が開催されまして、議会の申し入れについて審議をしたところでございます。

資料２に戻っていただきまして、（２）のところでございますけれども、その申し入れの内容をもう一度申し上げますと、30年後と５年後の目標についてと、将来人口や経済見通しの根拠について、特筆した重点施策の明示について、目標の達成度合いが県民に端的に感じ取れる指標の設定について、これらについて答申がございました。

まず②の経済見通しの審議でございますが、これにつきましては公表されました最新の県内総生産額、我が国の経済成長率に基づきまして、本県の実態に合わせて成長率をマイナス補正した上で7.8兆円と試算し、これがマイナス補正がなく全国の経済成長率との格差を解消できた場合につきましては８兆円としたところでございます。後ほど詳しくご説明をいたします。

主な意見でございますが、先ほどの経済見通しについては試算に留め置く程度でいいのではないかという意見がございました。次に、めざす姿及び指標についての審議でございますが、審議会では計画名称や基本目標を定めるに当たっての基本的な考え方を示すにとどめ、県当局がその考え方を踏まえて具体的な名称や文言を設定するということについて了承されたところでございます。

その基本的な考え方といたしまして、基本目標は、本計画でめざす将来の姿として位置づけた「人と地域」を中心に据えたものとし、計画名称は計画の看板として基本目標と調和のとれたものとすることで了承されたところでございます。

また、新設いたしました指標項目についても審議をされたところでございます。主な意見として、県民にとってわかりやすい計画名称にすべきだという意見がございました。

４番目の「計画の推進のために」についての審議でございますけれども、議会からの意見を踏まえまして、戦略的な取り組みを進めるための重点プログラム、これも後ほどご説明いたしますが、これを策定いたしまして、概ね了承をされたところでございます。この重点プログラムは第４章の政策分野別の重点施策を横断して、物語性を持って実施する施策のまとまりであり、このプログラムに基づき毎年度の事業を展開したいと考えてございます。

主な意見といたしましては、計画全体における県民運動の位置づけに

ついても検討すべきとの意見がございました。

（３）の10月29日、第10回目の部会でございますけれども、これは①の計画（原案）について審議いたしますとともに、②の審議会に対する報告について審議いたしました。内容は今申し上げたとおりでございます。

資料３に移っていただきたいと思います。次に資料３でございますけれども、中間整理案では基本方向の中身に第４章の「基本方向の実現方策」を置いて、推進の仕方や県民運動の展開、実効性の確保をお示ししたところでございます。新たな重点プログラムを設定したために最終章として第６章に設定いたしましたのが新しいほうでございまして、左側が中間整理案のときの整理、それが右側にいきますと計画案の概要になります。ここで、矢印にもございますように第４章を最終章と置いてございます。

資料４をご覧いただきたいと思います。資料４の【概要版】につきましては、資料５の本編と関係もございますので、この概要版をベースに、細かい点につきまして資料５で説明させていただきたいと思います。また、７月30日の審議会でお示しいたしました中間整理案と重なる部分も多くございますので、主な修正点についてご説明をさせていただきます。

まず１ページをご覧いただきたいと思います。１ページ、「新しい福島県総合計画（案）」の全体概要を一枚の図に示した表でございます。

上のほうで、「はじめに」では、計画策定の趣旨、期間、特徴を示し、一番左側の「第１章 ふくしまの特性と時代潮流」では、人口減少、超高齢社会の本格的な到来、世界人口の増加に伴う食料・資源・エネルギー問題の顕在化などを、「第２章 ふくしまのめざす将来の姿」では、30年程度先を展望して実現をめざす、めざす将来の姿を書いてございます。また、「第３章 ふくしまの基本方向」では、めざす将来の姿に向けて県全体の各主体が力を合わせて取り組む政策の基本方向を示すとともに、下のほうでございますが、地域別の基本方向といたしまして、生活圏を単位とした地域別の方向性を示しました。さらに右にいっていただきまして、「第４章 政策分野別の重点施策」では、各政策分野の基本方向の実現のため、県が重点的に取り組む施策を示したところでございます。下にいきまして、「第５章 地域別の重点施策」でございますけれども、七つの生活圏それぞれの地域で重点的に取り組む施策を示したところでございまして、一番右でございますが、「第６章 計画の推進のために」では、計画の実効性を確保するための取り組みや戦略的な取り組みを示して、５つの重点プログラム、未来を拓くふくしまの子どもたちの育成プログラムなどを示したところでございます。

次に２ページをお願いいたします。２ページにつきましては、「はじめに」ということで、計画策定の趣旨、期間、特徴、構成を示したものでございます。

３ページをお願いいたします。３ページ、「第１章 ふくしまの特性と時代潮流」でございますが、上から３番目の囲みの時代潮流の部分については、中間整理案から最新の数値に切りかえを行ってございます。その右側の囲みにつきましてでございますが、人口が、中間整理案のときに推計いたしました本年11月１日の実際の数値、204万3,000人と一致してございましたので変更はございません。一方の経済見通しにつきましては、平成19年度の県民総生産の額が確定したために、その数値をもとに外部有識者の意見を参考に再度試算いたしました。産業別内訳も示してございます。

資料５、本編のほうですが、これの10ページをお開きいただきたいと思います。15行目（５）についてでございます。19年度の県内総生産の数値が出たので入れかえをしてございます。ただ、全国ベースでは19年度の数値が出ておりませんので、平成18年度の順位となってございます。それは17行目に書いてございます。

次のページ、11ページでございますが、１行目、卸売業を加えました。これは小売業ではなく商業の全体をイメージできるように卸売業を加えた数値を使ったところでございます。

14ページをお願いいたします。３の時代潮流でございます。９行目、人口でございますが、本年10月１日の数値が発表されましたので入れかえを行ってございます。その結果でございますが、我が国の人口は昨年同月よりも13万人ほど減って１億2,756万人、同じく本県の人口は１万2,000人ほど減りまして204万3,000人となってございます。

16ページをお願いいたします。16ページの５行から11行のところに関して、最新のデータを使って入れかえを行ってございます。また、下の図でございますが、これは2008年の世界経済に置きかえました。

18ページをお願いいたします。世界人口の増加に伴う食料・資源・エネルギー問題の顕在化の４行目でございますが、平成20年、昨年の数値を使いまして、世界人口を68億人と数値を示してございます。これは、中間整理案のときに2005年のデータをお示ししたところでございましたが、そのときが65億人でございましたので、結果、３年で３億人の人口が増えたということになります。

19ページをお願いいたします。19ページ６行目でございますが、「食料・資源・エネルギーの供給・消費の在り方は、大きな転換点に立っています」と記載いたしまして、食料・資源・エネルギーについて、より大きな問題意識を示すことにしたところでございます。

20ページをお願いいたします。20ページの11～16行目にかけまして、政権交代に伴いまして政府の温室効果ガスの考え方が変わりましたので、これにつきましても温室効果ガス25％削減について記載をしたところでございます。

24ページをお願いいたします。24ページ（８）、分権型社会への移行

でございますが、11～16行目、それから24～25行にかけて、また36行で、最近の国の動きを踏まえて内容を修正してございます。

25ページをお願いいたします。25ページの下のグラフでございますけれども、人口の見通し、年齢構成別の人口を加えてございます。わかりやすく言いますと、一番右側で、例えば161万人の構成が、老年人口が58万2,000人、生産年齢人口が85万9,000人という数値を入れてございます。

26ページをお願いいたします。26～27ページにかけては経済の試算でございます。経済につきましては、中間整理案の策定後、９月14日に県民総生産が公表されまして、７兆8,834億円と発表されたところでございます。これは、中間整理案の速報値よりも1,500億円程度アップしてございます。したがいまして、この数値をもとに中間整理案と同じ算出方法で計算いたしますと、中間整理案では7.8～8.0兆円というふうにご説明をしたところでございますが、8.0～8.2兆円という総生産額になりますので、私どものほうで10月１日にＩＭＦが発表したワールド・エコノミック・アウトルックと、本県の経済成長率がここ５年間で我が国の平均よりも約0.6％ほどダウンしているということにかんがみて本県の経済成長率を割り出したところ、１％程度となりました。したがいまして、今の19年度の7.8兆円に、平成20年度の成長率マイナス4.12％、今年度成長率マイナス3.9％を乗じて数字を出しまして、これをベースに１％の成長率を掛けましたところ、7.79兆円という数値が出てございます。それが下のグラフの平成26年のところの下の部分でございます。

国と同率の伸びでいきますと、同じように掛け込んでいきますと我が国の平均成長率が２％となりますので、これは8.02兆円になりまして、結果として中間整理案の7.8兆円から8.0兆円と同じ数字になります。ただ、中間整理案では、我が国の平均でいくと7.8兆円、本県が努力をして0.4％ほど上積みをした場合、８兆円ということなのですが、今回の案では、本県の事情を考慮する、すなわち0.6％ほど減少した成長率を掛け込みますと、7.8兆円、我が国平均でいきますと８兆円となりまして、先ほど申し上げましたように数値は同じ結果となってございます。

これに際して、経済成長率に関して、福島経済研究所、日本総研の調査部長さん、それから日本政策投資銀行、東北開発研究センター、早稲田大学商学部教授の５人の方にアドバイスをいただきましたところ、概ね適正という意見をいただいたところでございます。

次に27ページをお願いいたします。27ページでございますが、参考の枠の中にございます産業別の総生産額の推移といたしまして、第一次、第二次、第三次産業別に26年度の試算値を示したところでございます。その結果、第一次産業につきましては1,500億～1,550億円程度、第二次産業につきましては２兆5,000億～２兆6,000億円程度第、三次産業につきましては５兆3,000億～５兆4,500億円程度となり、県内総生産は7.8

兆～８兆円程度となります。
第１章は以上でございます。
資料４の４ページにお戻りいただきたいと思います。
次に第２章でございます。相関図がわかりにくいというご指摘もございましたので、人・地域を礎（いしずえ）にして、活力、安全・安心、思いやりの３本の柱が据えられて、それぞれから、人づくり、地域づくりなど、８つの政策が導き出されている様子をわかりやすく説明してございます。
礎の上に活力、安心・安全、思いやりが乗っていますけれども、礎そのものも活力・安全・安心、思いやりと同じような「こぶ」があるような形になってございまして、礎から人づくり、地域づくりが導き出されるという形になってございます。
資料５の34ページをお願いいたします。先ほども申し上げましたが、２の基本目標についてでございまして、基本目標につきましては部会報告書にお示しましたように、県民にわかりやすく県が設定すべきというふうにございましたが、その考え方について示したものでございます。
下の囲みの部分でございますが、県全体で共有できる基本目標、キャッチフレーズを最後に掲げます。ふくしまの礎とする「人と地域」を中心として、県民が将来に夢と希望が持てるよう、経済的な活力の向上と生活満足度の向上をあわせて表現するものであること、何よりも県民にわかりやすく親しみやすい言葉を用いること、それから、本県をイメージさせるものとすること、簡潔にまとめること、という条件がつきまして、これらをもとに基本目標をまとめることになります。
38ページをお願いいたします。38～45ページまでが礎と３本の柱に基づく本県の将来像を描いたものでございます。この将来像につきましては、30年程度先をイメージしてございます。
38ページの19行目、１の「子どもから大人まで一人ひとりの輝きと生きがいが見いだせる社会」につきましては、中間整理案で示したものに「生きがい」を加えてございます。
39ページをお願いいたします。１行目のタイトルですが、これを中間整理案のときからわかりやすくし、自己実現を活動に言いかえて「文化やスポーツなどによる活動の場づくり」といたしました。
第２章につきましては以上となります。
資料４をお開きいただきたいと思います。６ページをお願いいたします。
次に第３章についてでございますが、第３章ではめざす将来の姿の実現に向けまして、政策分野別と地域別に分けて基本方向を示してございます。
政策分野別の基本方向として枠で囲んだ部分、礎と３本の柱の政策分野の表示を、礎１、柱１との表現から、人と地域-１、活力-１と、わか

りやすく改めてございます。また、地域別の基本方向では、地域づくりの考え方を加えて４つの視点から七つの生活圏の地域づくりを考えることといたしました。

資料５の51ページをお開きください。20～23行目の部分でございます。20～23行目で、最近の国等の動きによりまして、「道州制の議論」から「国と地方の役割分担を明確した上で」との表記に変えてございます。

52ページをお願いいたします。52ページの５～９行目でございます。中間整理案では「廃炉も視野に入れて」という表現を使ってございましたが、パブリックコメントや市町村からの意見の中に、廃炉を前提とした地域づくりだと廃炉ありきのイメージが強く、これは変えるべきだという意見があったために、下記の表現に改めたところでございます。

67ページをお願いいたします。19行目、（２）の「個性ある七つの生活圏に基づいた地域づくり」でございますが、県北南部、相双南部につきましては、生活圏域が県中やいわきと重なるエリアも見られることから、７月の審議会の意見、それから県議会からの意見によりまして、新しい計画では七つの生活圏に基づいて地域づくりを進めるものの、将来にわたって固定するものではない旨を22行以下に記載したところでございます。

69ページをお願いします。ここでは16行目以下の図でございますけれども、下記のように改めてございます。

第３章につきましては以上のとおりでございまして、資料４の７ページをお願いいたします。

次に第４章でございますが、第４章では冒頭に５年後の本県の姿を文章と指標で示したところでございます。例えば、人と地域の面では、安心して子どもを生み育てることができる社会づくりが進み、子どもたちが確かな学力、思いやりの心などを身につけて成長するなど、11項目を提示いたしまして、５年後の本県の将来をイメージできるように記載しました。

資料５の72ページをお願いいたします。72～73ページにかけまして、丸印に続けて文章で、そして右側にそれに関する指標をグラブで示しております。それによって重点施策の推進によってめざす５年後の姿をイメージしております。

９～13行目をご説明いたしますと、今ほど申し上げましたように、「合計特殊出生率が上昇するなど、安心して子どもを生み育てることができる社会づくりが進んでいるほか、小中学校での全国学力・学習状況調査結果が全国平均を上回るなど、子どもたちが確かな学力を身につけるとともに、思いやりの心や社会性を備えて、健やかに育っています」という文の後に、左側ですけれども、合計特殊出生率が1.52、右側、小学校と中学校の学力がそれぞれ99.1、100.6、これが５年後には、合計特殊出生率が上昇し、さらに小中学校の学力が102.0以上となるというふう

に描いてございます。こうした項目を11ほど用意して72～73ページでお示ししております。

73ページをご覧ください。73ページの２～５行目でございますけれども、これは農業関連産出額についてでございます。５年後の数値を2,700億円と設定いたしました。

74ページをお願いいたします。74～117ページまでにつきましては、中間整理案でも説明いたしました政策分野別の重点施策となります。礎と３本の柱から導き出された８つの政策分野ごとに分野を総括する代表指標を掲げ、具体的な統計を記載して、最後に一般指標を示してございます。

75ページの（１）、「子どもたちが心豊かにたくましく育つ社会の実現」では、代表指標として合計特殊出生率など２つを掲げ、重点施策の細項目として、①子どもを生み育てやすい環境づくりなど３つを置きまして、77ページに一般指標といたしまして関連の指標を記載してございます。そうしたスタイルで、117ページの「環境への負荷の少ない低炭素・循環型社会への転換」までまとめてございます。

資料４の８ページにお戻りください。重点施策の記載方法は今ほどご説明したとおりでございますけれども、一部文言を変更しておるものの施策体系につきましては、中間整理案と同じく、礎、３本の柱、それに連なる８つの政策分野、22の重点施策、63の細分野となってございまして、指標数につきましては149と、中間整理案のときから増えましたので、重点施策ごとに代表指標を設けてわかりやすくいたしました。なお、149の指標すべてに、一部は言葉でございますけれども、目標値を設定してございます。修正点につきましては資料５で説明いたします。

資料の75ページをお願いいたします。21行目、時計数字ⅲ、パブコメで青年に嫁を見つけることが重要との意見がございましたので、「若者の交流を促進することなどを通して」ということを加筆してございます。

76ページをお願いいたします。24行の③、「確かな学力の育成とキャリア教育の推進」に、時計数字のⅵ番目といたしまして私学振興の取り組みを加えたところでございます。

89ページをお願いします。９行目の代表指標、農林水産業の産出額の１番目、これは先ほども申し上げましたように、農業関連産出額を平成26年の目標値を2,700億円にし、沿岸漁業産出額を120億円としたところでございます。また、耕作放棄地の解消面積の指標に加え、目標値を22～26年度までの累計で2,000ha以上といたしました。

99ページをお願いいたします。11行目でございます。代表指標の目標年度ですが、出典元となりましたがん対策推進計画や医療計画が国の定める計画であるために、これらの計画の最終年度である24年度の数値を使用してございます。改訂に合わせ新しい数値に置きかえたいと考えてございます。

100ページをお願いいたします。７行目の一般指標の目標年度につきまして、今ほど説明したものと同じ理由で、平成23年、24年度に設定してございます。次の101ページ、６行目の代表指標につきまして、さらには102ページの一般指標の２番、３番、４番目の目標年次につきましても、同様の理由でございます。103ページをお願いいたします。103ページ７行目の代表指標の目標年次についても同様でございまして、104ページの一般指標の１～３番目につきましても同じ理由となります。

116ページをお願いいたします。７行目の代表指標、温室効果ガス排出量、117ページ、新エネルギーの導入量につきましては、政府が温室効果ガス25％削減を示したばかりであり、国の対応を見て県の数値を出すことになりますけれども、新しい計画では22年度の数値を用い、新しい数値が出次第、入れかえをしたいと考えてございます。来年度以降になると思われます。

117ページをご覧いただきます。11行目の一般指標の中で、「一般廃棄物の排出量、リサイクル率」、「産業廃棄物の排出量、減量化・再利用率」につきましては、環境審議会の審議を経て来年度中に改訂される予定でございますので、現計画の最初の数値を入れてございます。これも、新しい数値が出次第、入れかえをいたします。

118ページをお願いいたします。118～119ページにかけまして、４章の最後に意識調査項目22を記載したところでございます。意識調査項目につきましては、施策の展開結果につきまして、全体として県民がどのように実感しているかを把握し、計画の進行管理に生かす上で極めて重要な手段でございますので、これらの内容を最後にまとめて記載しております。

なお、世論調査の結果を受けまして、現況値を記載しているところでございまして、118ページの８行目、ふくしまの礎のところ、例で言いますと、子どもたちが健やかに育つ環境が整っている地域に住んでいると回答した県民の割合につきまして、速報値では64.2％ということになってございます。これは、意識調査項目でありますけれども、新しい計画では26年度、64.2を上回っているようにしたいと考えてございます。

資料４の11ページをお願いいたします。以上が新しい総合計画の指標でございまして、下の囲みにございますように、指標数が149、うち代表指標が43、意識調査項目が22となります。

４章は以上のとおりでございます。

12ページをご覧いただきたいと思います。第５章は地域別の重点施策でございまして、これは中間整理案のときの形を踏襲したものでございます。ただ、中間整理案のところと並びを変えまして、左側に会津・南会津、県北・県中・県南、相双・いわきというふうに、福島県をイメージした七つの生活圏を置いてございます。

資料５の123ページをお願いいたします。中間整理案にお示しをした

ものに、図表や統計データを七つの地域それぞれに入れてございます。なお、統計データの面積につきましては、平成20年10月１日、人口世帯数については21年10月１日、就業人口については17年10月１日の国調、産業別総生産につきましては18年度の数値を用いてございます。

124ページをお願いいたします。県北地域でございますけれども、124ページで産業特性や地理的特性などの地域特性などを、125ページで少子高齢化社会へ向けた課題などを記載してございまして、126ページをお願いしたいのですが、126ページでは進めるべき施策の大きな展開方法を施策の展開方向としてまとめ、今後取り組むべき地域に即した特徴的な施策を、個性輝く地域活力の創造ほか３項目にまとめております。以下、各地域でも同様のスタイルで152ページまでまとめてございます。

第５章につきましては以上のとおりでございます。

資料４、最後の13ページをお願いいたします。最後に第６章でございますが、資料２、資料３でもご説明いたしましたとおり、議会からの意見を踏まえて重点プログラムを設定したところでございます。このプログラムを中心にご説明をいたします。

資料５の155ページをお願いいたします。８行目でございます。２の「県民運動の展開」ということで、県民運動については、県民の知恵と行動力を結集して行う地域の問題解決に向けた取り組みという理念のもとに進めていくものであり、計画推進に重要な役割を果たすものであることから、この計画推進に当たっての考え方の次に展開を置いたところでございます。３の「実効性の確保」の（４）、36行目でございますが、ここに戦略的な取り組みの推進を置いてございます。

156ページをお願いいたします。３行目でございますが、重点プログラムは５年後の本県のあるべき姿を実現するために物語性を持って展開することといたしまして、ふくしまの礎、ふくしまを支える３本の柱の体系を網羅した観点で、第４章の重点施策を踏まえながら、本県が当面特に重点的に取り組むべき課題に対応したものを重点プログラムとしてまとめ、戦略的な取り組みを進めたいと考えております。なお、緊急に対応が必要な場合については臨機にプログラムを追加設定して対応したいと考えております。

４の「重点プログラム」でございます。11行目の（１）でございますが、子育てしやすい環境づくりや確かな学力、豊かな創造性などを持つ子どもの育成のための「未来を拓くふくしまの子どもたちの育成プログラム」、２つ目として、19行目でございます、産業人材の育成、地域産業の６次化、県内外への販路拡大等のための「ふくしまの特性を生かした産業の総合力発揮プログラム」、26行目（３）でございますが、３番目といたしまして、森林の活用や環境・新エネルギー産業の育成等のための「地域活動の活性化を導くふくしまの低炭素社会づくりプログラム」、４番目といたしまして、33行目、魅力ある地域づくりや雇用の場

の確保などにより人口流出を抑制するための「ふくしまのにぎわい創出プログラム」、次のページ、５番目といたしまして、１行目でございますが、県民の健康や安全・安心に暮らせるための「健康で生きがいに満ち、安全で安心なふくしまづくり推進プログラム」を設定したところでございます。この５つの重点プログラムをもとに事業を構築いたしまして、予算の優先配分などを行って計画を実現していきたいというふうに考えてございます。

説明は以上でございます。

議　長　なにせ多岐にわたっておりますので、皆さん、一気にご理解をしていただくということは、あるいは難しいかもしれません。

冒頭に、部会のほうで皆さんにお諮りする提案がございました。部会報告書であります。要は、審議会としてこの計画案について議論をいただき、最終的には審議会として県知事に答申をする。審議会として答申をする際に、知事にぜひこういう点に配慮していただくようにご検討いただきたいという申し送りをしたのが部会報告であります。これが１枚の資料１として皆さんにお示ししたところです。

それと、今ほど詳しく説明がありましたように、新しい総合計画（案）【概要版】に基づいて、一部、本編に基づいてご説明いただきましたが、この中身について皆さんからご意見を承りたいと思います。

どこからでも結構だと思います。それぞれご質問、ご意見を賜りたいと思います。部会のメンバーになられた方、もし意見がありましたらまたご発言をいただきますが、途中の計画案を求める際にいろいろ長いことかかわってきましたので、その思いなども伝えていただければ幸いだと思います。どなたでも結構ですので、ご質問やご意見を伺いたいと思います。

寺部委員　指標なのですけれども、指標をつくるに当たって、基本的な考え方といいますか、そんなところをまずお聞きしたいなと思います。それは質問です。

私なりにちょっと感じたところを資料に関して申し上げたいと思います。

１つは、目標値として数字を挙げられるのは非常に当然のことだと思うのですが、上昇をめざすとか、減少をめざすとか、いろいろ文章になっているところです。これもやむを得ないところもあるかと思うのですが、できるだけ数値の指標にしたほうがいいなということを感想として持っています。

それと、「適切に対応します」という表現が何カ所かにありますけれども、これは指標として挙げることをあきらめたという印象を持ちます。

それから、103ページで高齢者と障がい者に対する福祉サービスの充実というところで、代表指標に挙げられている指標の中に障がい者に関する指標がないので、タイトルと代表指標を合わせると、障がい者と高

齢者の両方があったほうがいいのではないかという感じがいたしました。

それから、今のところですけれども、代表指標として「特別養護老人ホームの定員数」という指標の立て方をしておりますけれども、こういう立て方もあるとは思いますが、指標というものは県民から見て行政サービスがどこまで成果があったかというとらえ方をするとすれば、例えば、入れなかった人や待機している人、入れなかった人の比率みたいなもの、入れた人の比率とか待機者数とか、そういうとらえ方もできるのではないかという気がします。

もう一つだけですけれども、健康づくりのところでがん検診が指標になっているのですが、検診率のアップも一つの指標だとは思うのですが、そもそものねらいが、がんにかからない健康づくりということであれば、例えばがんで亡くなる方が３分の１ぐらい、もうちょっとでしょうか、ありますから、がんで亡くなった人がどこまで減ってきたかというような指標の立て方もあるのではないか。

現実に、やはり行政の立場での指標づくりというふうに、ちょっと感じるものですから、私がいくつか申し上げたのは、どういう観点で指標というものを考えたのかなという質問になるわけですけれども、お伺いしたいと思います。

議　長　　どうもありがとうございます。

それぞれのご意見に個別に対応していただきますが、指標の基本的な考え方について、事務局のほうからちょっとご説明いただいて、例えば「適切に対応します」というものはどういうことかというあたり、それから少し具体的な話が出てきましたので、103ページあるいは104ページぐらいにかかわって、高齢者、障がい者、これをもう少し別の観点の指標はあり得ないだろうかということがありました。これについて、担当部局の方がおられたら、そういうことが可能かどうかということも含めてお答えいただくようなことをお願いしてよろしいでしょうか。

まず最初に指標の基本的な考え方、いかがでしょうか。お願いします。

総合計画課長　　まず、指標をなぜ用いるかということからご説明したいと思います。

皆さん、文章で書いていくということだけでは、現実にどういったイメージになるのかわからないという意見があることから指標を用いたところでございます。現在の総合計画は133ほどの指標がございまして、「新しい総合計画」の中で149と、指標数を増やしてございます。

代表指標についてまず申し上げますと、代表指標については、例えば、寺部さんがおっしゃられた99ページで、生涯を通じた健康づくりの展開というところ、これをイメージできるようなものとして挙げてございまして、次のページにございます全体の指標としては、これも含めまして５つほど用意をいたしまして、一般指標の「特定健康診査受診率」以下「結核の罹患率」までございますが、こういったものを挙げてございま

すけれども、この項目を見ただけで大体こんなイメージだということをつかめるようにということで代表指標というものを設けたところでございます。

それから、指標の中にモニタリング指標というものも設けまして、これは行政がコントロールできないような数値というものについても「アップをめざす」というような文言で表す形にしてございます。現在の総合計画の中では文言も入れてございませんで、ここでは文言を入れて、数値が難しいものについても、わかりやすく言えば、「合計特殊出生率」は流れとしてアップをめざすということでの言い方にしてございます。

それから、適正ということにつきまして、あきらめているのではないかというご意見もございましたけれども、私どものほうで適正に対応するということについては、増えればいいというものではないというようなことで適正という言い方をしてございます。具体的に申し上げれば83ページをお願いいたします。83ページの一般指標の「生活交通路線数」でございますが、平成20年度が55でございますが、これが生活交通路線が増えれば果たしていいのかなという部分がございますので、そこで、赤字路線ということもございますから、ここも合わせて適正に対応するという文言を使ったところでございます。

以上、指標の考え方についてでございます。

議　長　　先ほどお願いしましたけれども、いかがでしょうか。103ページ、104ページあたりの、特別養護老人ホームだとか、ここいらの指標については、県民の立場に立つと待機者数とかそういうものもあるのではないかというご意見でしたが、いかがでしょう。お願いします。

保健福祉部理事兼政策監　　保健福祉部ですが、待機者数の考え方、今の高齢者の施設の整備計画もつくって、今は１万人程度の待機者がおるわけでありますが、これは年次計画で2,000人程度減らしていくという計画も持っております。

そんなところから、現計画での整備計画はあるということではございますが、待機者数を指標とするとか、または、やはり行政としては器を用意していくというようなことが必要ではないかということで、こういう指標を設けたという認識でございます。

また、がんの話がございましたけれども、これも、がんの死亡者というのは年々増えていく、当然、高齢者率が増えていくとともに年々増えていくというようなことでございますので、行政としてはといいますか、やはり予防の観点から検診率を上げていくということで、こういった指標を採用していくというようなことを考えております。

議　長　　寺部さんのご意見は、今流に言うと、国の計画などでもそうなのですが、アウトプット指標とアウトカム指標の使い分けをきちんとしましょうという議論にも通じるお話です。今のようなお話を聞いていかがでしょう。

寺部委員　　今、会長さんのおっしゃったことだと私は思っているのですが、行政

がどれだけ活動したか、予算をかけたか、行動したかということよりも、県民にとってどれだけの成果が上がったかということを指標として用いたほうが県民にとってはいいのではないかと。両方の立て方が指標としてはあると思いますけれども、そういう意味では経験として申し上げたということです。端的に言えば、今回もアウトプットの考え方をとっていますか、どうですか、ということをお伺いしたかったということです。

議　長　　基本的な考え方、それを聞きながらどうですか。

総合計画課長　　よくわかりましたけれども、ここの第４章が、実は行政として県が主にこれを行う施策ということになってございますので、今ほど申し上げたことも踏まえながら対応はしていきたいと思いますが、どちらかというと県が行うことを指標として表して、それが、伸びたか伸びないか、目標に届いたか届いていないかということを県民に公表することによって点数づけをしていこうというような考え方でセットしたものでございます。

議　長　　そういうところは、これから計画の進捗状況に合わせて改善をしたりしていかないといけないということはこれからずっと継続してやっていかなければならない課題だと思いますので、なお、ここの観点について事務局のほうでもご検討いただくということにしたいと思います。

ほかの意見に移らせていただきたいと思いますが、ほかにいかがでしょうか。

長澤委員　　前の寺部委員さんとちょっと重なる意見なのですが、まず一つお聞きしたいのは、重点施策の中で出てきます代表指標、指標が入ってきます75ページからです。75ページからずっと、重点施策の中に代表指標、それに付随しまして一般指標というものが入っておりますが、この区分けといいましょうか、どうしてここのところで線引きをしたのか、重要なものであるか、つまり上に書いてある施策のための代表指標というふうに私ども理解しまして、例えば75ページですと、「子どもたちが心豊かにたくましく育つ社会の実現」の２つの項目に対しての代表指標というふうに理解させていただいたのですけれども、その後に一般指標として、１、２、３、４、５、６ですか、そのようにして全部ずっと入ってきておりますが、この代表指標と一般指標という区分けを１点お聞きしたいと思います。

それから、代表指標の中で、93ページです。多様な地域との交流・連携の中の代表指標が、「ふくしまファンクラブ会員数」というものが書いてありますが、これがどうしてここに入ってきたのかなという懸念を感じました。重点施策の中の手法として、もう少しここは県民がわかるような指標が入ってもよろしいのではないかという気が私はいたしました。

それから、全般にですけれども、代表指標並びに一般指標の目標値、前も寺部委員さんがおっしゃいましたが、非常にその目標値が、きちん

と理由に基づいて目標値を立てているものもありますけれども、そうでない目標値、例えばですけれども、何ページかあるのですが、97ページのところの代表指標です。「七つの生活圏の中心都市間の平均所要時間」、それから「小名浜港・相馬港の貨物取扱量」の目標値、このほかですけれども、89ページの代表指標の真ん中の「耕作放棄地の解消面積」が26年度で非常に上がって2,000ha以上という目標値が挙がっております。こちらに説明が記載されておりますけれども、ちょっと我々県民からすると非常に目標値が５年間の間にあまりにも高すぎるのではないかという気がするのです。現状を把握して、私たち生活する者とすれば、非常にこの辺の数値目標がちょっと唐突ではないかという懸念を何カ所かでいたしました。

以上についてちょっとご説明いただきたいと思います。

議　長　　重要なご指摘と思います。代表指標と一般指標の区分けをどうしているのか、先ほどの実は寺部さんのご質問のご意見の中に、１カ所、障がい者を指標が代表指標に入れたらどうかということもその話だったと思いますが、いかがでしょうか。

総合計画課長　　まず、寺部委員のときにもお答えいたしましたが、代表指標と一般指標ということで、まず、指標の数が多くなって150近くあるということで、この計画のコンセプトがわかりやすい計画にしたいと考えてございますので、その指標を並べるということが果たしてわかりやすいかどうかということがございますので、私どもで考えたのが、例えば75ページであれば、指標そのものとしては代表指標を、それから77ページの一般指標も同じ扱いで対応していくのですけれども、その中でわかりやすい、子どもが心豊かにたくましく育つというイメージができるものということで、この大きな合計特殊出生率とか学力とかというものを挙げたところでございます。

したがいまして、一般指標と代表指標というものは、具体の差というものはないのですが、わかりやすく県民に説明をする、例えば概要版で説明をするようなときに、この項目を代表できるようなものを149の中からセレクトして43にしたということでつくってございます。

そうした中で、例えば93ページでしょうか、お話の部分がございましたが、93ページについてのファンクラブに関しては、観光交流局が主になりますけれども、21年度に実は八重洲の交流館がオープンしたということでございまして、現在、ファンクラブの会員数というものは2,300人ぐらいなのですが、これが今年度で4,000人ぐらいになるだろうと、その4,000人ぐらいになる中で５年間にそれぞれ400人ぐらいずつ伸びて6,000人をめざしていくというように書いてございまして、定住・二地域居住というものが交流を促進するのに非常に重要な役目を果たしているということで示したものでございます。

それから97ページでございますが、まず、「七つの生活圏の中心都市

間の平均所要時間」というものが、道路の整備によりまして、現在、平成20年度で92分かかっていたものが、６分ではありますけれども短くしていくということで、それを示したものでございます。例えば、主なものとしては常磐自動車道の延伸とか阿武隈高原道路の整備というものが背景にございます。

同じく、「小名浜港・相馬港の貨物取扱量」につきましては、平成20年が2,471万トンぐらいだったのですけれども、これからはコンテナ貨物の増加とか、そういったことを考えまして、毎年ある程度伸ばすことで2,600万トンをめざすという考えでございます。

また、89ページの「耕作放棄地の解消面積」でございますが、これは県ばかりか国全体で耕作放棄地の解消をしていこうということでございまして、ベクトルがそういう動きになってございます。実態として非常に少ない実績ではないかということなのですが、耕作放棄地をそのままにしておけば国土・県土というものが乱れてくるわけでございますので、これが目標値を高く持って粛々淡々と進めていくということで、この2,000haは累計でございますけれども、示したものでございます。

以上です。

議　長　　唐突というよりは、ある程度の背景があってこういう数字を挙げているのだと思います。だから、そこが見えないという感覚ですね。

長澤委員　　私たちは数字だけで見ますので。今の説明ですと背景やそういう実情に基づいてこの目標値を掲げたということはわかります。

もう１点、77ページですけれども、一般指標の一番上のところの「保育所入所定員数」です。この目標値が掲げられておりますが、ここに入るべきか、それとも91ページの産業を支える多彩な人々の活躍の中で、③に女性の就業環境の整備、就業機会の増加ということで、非常にこの辺が女性の状況が悪いということでなかなか働けない、保育所が大変少なくて働くことができないという、非常に切実な現状に対しまして、確かに子育てのほうには入ると思うのですが、こちらのほうにもかかわるのではないかと思うのです。この辺の指標を入れかえるということはできるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

総合計画課長　　今のご質問でございますけれども、今度の新しい計画は礎の中に「人と地域」というものを設けております。まさに75ページというのは、その人の中の子どもたちというものがこれからの本県の主役になるものだということで、ここに今ほどお話があった保育所の入所定員数というものを掲げたところでございます。

ご意見のような考え方もあろうかと思いますが、私どものほうでは「人と地域」の人のトップ、それが子どもで、子どもを生み育てる環境というものが極めて大切ではないのかなということで掲げたところでございます。今回は、できるだけ重複を避けるという意味からも指標をここで使わせていただきたいということで考えてございますので、ご理解いた

だきたいと思います。

議　長　両方にかかわっていることは重々わかってのことだと思います。

原田委員　西郷村の原田でございます。私は部会の委員ではございません。普通の審議会の一般の審議会委員です。

私たちは、審議会の進め方について、字句の説明とかではなく、根本的に、部会でどんなことが話されたかということと、こんなことが部会で話題になった、そういう点についてお聞きしたいと思います。答弁は鈴木会長さんにお願いしたいと思います。

私たちは、審議会の委員が集まったときに総意でもって鈴木会長さんを会長さんに、会長さんの指名に基づいて部会を開きました。10月21日付けの福島民報の新聞によりますと、福島県の５年後、30年後のことについて、部会でいろいろ審議をしてきてようやく意見がまとまった、きょうの11月５日の審議会の了承を得て県議会とか県知事に答申すると、そういうことです。

私は、やはり大事なのは、部長さんが開会のあいさつの中で忌憚のない意見と、それから審議会長さんも県民の目線に立って県民の意見をできるだけ伺いたいと、そういうことから一つだけお話します。

この審議会は委員が多いから、２回も３回もしゃべられないので私は１回だけしゃべります。そういう意味で、部会の中では数字を挙げて、例えば健やかに育つとか、確かな学力、創造力とか、福島の特性を生かすとか、生きがいに満ちたとか、未来を拓くふくしまの子どもたち、物語性を持ってと、文章上は、私たちは国語の勉強をしているわけではありません。そういう中で表現はいいのですが、根本的に、やはり私たちは200万の人口を抱えた福島が、今は福島空港も利用者が少なくなって困っているとか、いろいろなことがあります。

私のところでは、去年、白河と南会津にトンネルができました。甲子トンネルができた途端にどういう現象が起こったかというと、南会津の人たちで、私のところは特に県職員の人たちが来て、土地がないかと。私は新幹線の駅の近くに土地を求めたい、土地が高いから、原田君のところは安いからどうかと。いろいろ聞いたら、その人は南会津の昔の庄屋様を祖先に持つ人です。それで、たまたま県庁の職員になった。もう農業はだめだ、おれの息子はやっぱり公務員にしなければならない。それには西郷か新白河の駅の近くに宅地を求めて、そこで生活をして、息子は仙台か東京に通わせよう。そういうようなことになる。

そうするとどういうことが起きるかというと、中通りに人口が集中してしまって会津は過疎になる。西郷村でも新幹線の駅の近くは増えるけれども、おれのところはどんどん減って困ってしまう。そういうところにおいて教育をどうするか。すると、複式学級の子ども、例えば１年生と２年生が何人になったから複式にしなければならない。そういうときに、過疎地においてはどんなことがあっても、１人になろうが２人にな

ろうが担任の先生が１人ついて６学級やるのだ、そういうことによって一つ過疎化が防げるのです。

私の西郷村は５つの小学校と３つの中学校がありますが、私がＰＴＡ会長をやっている学校は今は30人を割ってしまいました。そういう中で、西郷村ならば送り迎えするからどなたでも通ってくださいと。西郷村は非常に学力が高い。これは、少ない人数を教えるからであり、そうしたら３人が来ました。

そのような過疎化の対策とか公平性にやるとかということは、部会の中で審議されたかどうかということを一つ聞きたい。

それから、何でもかんでも部会で決めたからおまえらは了承しろでは民主的ではないです。きょうはたまたま私の隣にいる羽田さんのかわりに来た影山さんは連合の会長です。初めてこういう会議を見てどう思ったか。文章を見て難しかった。それから、國井さんのかわりに来た森林組合連合会の矢吹専務は、125ページの中に、これは県北の例だけれども、「農林業の振興や農山村の活性化に向け」とか、最後には森林（もり）づくり云々と、こういうことを見てどう思ったかということを聞きながらやっていかないと、私は大変だと思います。

そういうことで、私は事務方ではなく会長さんのお答えをお聞きしたいですし、なるべく会長さんは、せっかく来たのだから、部会の人はしゃべっているのだから、部会に入っていない一般の審議会の人を指名されて、審議会を民主的にやってもらいたい。そういうことを発言いたします。

以上です。

議　長　　私はいろいろな審議会を運営してきて、初めて審議会運営が非民主的だという批判を受けました。僕はそうではない努力をしてきたつもりで、なぜそんな指摘を受けるのか、正直言ってよくわかりません。発言されたらいいのではないですか。そういう発言をする機会を僕はできるだけ設けてきたつもりです。審議会のメンバーの人たちは僕はそういう見識のある方ばかりだと思っています。私はあなたの発言を封じますなどと言ったことは一度もありません。

原田委員　　了解しました。

総合計画課長　　形式論になってしまいますが、事務方の説明で申しわけございません。

参考資料（資料１関係）ですが、その他が第６番目にございますけれども、条例で、審議会はその定めるところにより部会を置くことができるということになってございまして、審議会で、委員の皆さんに集まっていただくという機会が例えば10回ということになると極めて難しいというものがございます関係もあって、部会で先行していろいろな議論をしたものを審議会に報告して詳細審議を行うものとする、という５番目の取り扱いがなされてございます。

したがいまして、原田委員が出席のもとで、２月13日につきましては、

この審議会における部会の設置をご説明し、部会メンバーが決定されまして、７月末の審議会において中間報告の形で、新しい計画の中間整理案についてはご説明をしたところでございます。

52ページ以下の人と地域の地域の部分あたりでも、過疎の部分というものは詳しく書いてございまして、非常に闊達な議論というものがなされたものでございます。

事務方からは以上でございます。

議　長

ただ、原田委員のご発言は一応部会長にということなのでお話をしておきますが、私、部会の中で一番基本的に議論したことは、実は県議会からもご指摘を受けましたけれども、福島県というのは、どこの地域に住んでいても、一定の、先ほど言った教育にしても、医療にしても、それが成り立つような生活圏構成というものを前提にいたしましょう。ほかの県のように、例えば県庁所在都市だとか、そういうところに集中政策をとったら過疎とそうではないところの格差がどんどん広がってしまう。それは、お隣の宮城県だとか南隣の栃木県を見たらおわかりのとおりです。

それで、国の計画も国土形成計画や東北圏広域地方計画を見ていると、生活圏という考え方がないばかりに、でも、そこを構成するところに、例えば仙台市はもっと東北の中心になるというようなこと、呼び水になるような計画がないわけではありません。

そのときに、福島県というのは広域の県土の中で、歴史だとか文化、もちろん自然、地形が違います。そういう中で成り立っている生活圏を最も重視をして、それぞれがバランスよく発展するような、そういう政策を展開することを基軸にしましょう、この点は前の計画もそうだったし、これからもそういうふうにしませんかということを、私はそれを中心に据えようということを部会の中でも議論をしてまいりました。

多分このことは、今の経済の趨勢だとか、いろいろな趨勢からいうと、我々の理念がたとえ圏域構成を重視したとしても、なかなかそれだけでは実現できない力が働いています。東京の大資本が地方に出てきて、そこで投資をして、その投資効果が中央に流れていってしまうような、こういう実情は今たくさんありますので、そこのところを我々行政だとかそういうところの計画だけでどのくらい実現できるのかというと、これは本当に難しい課題だと思いますけれども、少なくても行政計画の中では福島県のそれぞれの地域で生活している県民が住んでいてよかったなというような圏域構成を何としても継続していきたいというのが圏域構成です。

その圏域ごとにそれぞれの方向性だとか目標を考える。そうすると、先ほど言われたように、甲子トンネルの効果というものが、どちらからどちらに一方的に流れるという効果だけではなくて、南会津とかそういうところで便益を確保するためにはどうしたらいいか、こういう政策も

南会津のほうで、あるいは会津地域でとっていただく、こういうことを考えることがやはり重要で、甲子トンネルができた効果というものは、人の交流が膨らんでくるということは重要な効果で、中にはマイナスだと思われるようなところもあるかもしれないけれども、総合的にプラスになるような政策をこれから打っていく、こういうことだと思うのです。

ほかの部会の方々にもそういう議論をたくさんしていただきましたし、10回になってしまったのは、我々がなかなか指標については行政の方々が持っているほどのデータだとかそういうものを私たちはほとんど存じ上げません。行政がさまざまな分野を総合的に総括しておりますので、その分野での指標等を示していただきながら、この指標でいいのだろうかなどという話をやっていくと、どうしても回数が膨らんでしまうというようなことです。

具体的に言うと、皆さんにわかりやすいような指標をできるだけ出していただく作業をしています。客観的・安定的に納得できる指標というのは、例えば国レベルでデータが確保できるデータだったら、これは安定的です。５年おきにちゃんと国勢調査だとかそういうものが確保できるデータならばずっと変化を見てとれます。我々が欲しいデータがそういう格好であるか。ないものが多いのです。

それで、やむを得ずここではモニタリング指標だとか、県のいろいろなアンケート調査だとかいうデータも使っているということで、指標の中で、皆さんが望み通りの指標がなかなか得られないという中で、我々は指標も用意しなければいけないし、設定しないといけないという議論も随分あって、それが時間をたくさん食ってしまった背景だったと思います。

ただ一つ、最後におわびします。先ほどあったように、部会は猛烈な勢いで、よくまあこんなにできたなと思う勢いでやりました。私たち部会委員のメンバーは、浜・中・会津で、何カ所にもわたって地域懇談会、県民の意見を聞く機会を設けました。そこで出てきた意見もここに入れています。そういう部会の方々が、例えば審議会の意を託してやっているつもりなのですけれども、その都度議論されていることが事務局や我々をとおして審議会メンバーの方々に生き生きと伝わっていなかったという点がありましたことについてはおわびしないといけないかもしれません。そういう猛烈な時間の中でやったので、精神的にいろいろな意味でゆとりがなかったのかなということ、それはおわびいたします。これからも後半の部分で部会を設けるようなことがありますけれども、部会と審議会との関係はこれから工夫していかなければいけない課題かなと思います。

どうもありがとうございました。

原田委員　よくわかりました。私が言い過ぎて、会長さんが非民主的だと言われたのは初めてだということで、私も言い過ぎたことは率直におわびした

いと思います。
ただ、指名をするときに、部会の人は部会で発言をしているのですから、部会に来なかった一般の人にもお願いします。

議　長　僕は全く指名しておりません。それはご理解ください。

國井委員（代理）　森林組合連合会の矢吹でございます。國井会長の代理で参っております。

指標の盛り込みが足りないのかもしれませんが、戦後、造林し始まってから四半期以上経過をしております。30年後を見据えた計画ということになりますと、森林の世帯も超高齢化社会を迎えるということになると思います。

それで、今現在、間伐については相当議論されてきたのかと思います。間伐と間伐材の利用については相当議論してきたかとは思われるわけでございますけれども、実は県内を見ますと間伐ではなく選伐をしております。やっぱりお金が欲しい人がいっぱいおるわけです。自分が汗水流して育て上げたものをお金にかえるということの動きがございます。ただ、お金の収入が少ないものですから、再生をしないでそのまま放っておくということが多い事例があるわけでございまして、森林の再生をしなければならないと思っております。

65ページには「再生産可能な資源である木材の利活用」ということが書いてあるのですけれども、どう森林を再生林によって再生をしていくのかという視点がないのかなと、別なところに書いてあるのかもしれませんが、ただ、従前どおりのやり方ではお金ばかりかかるということで、現在、連合会では国からの委託も受けて調査もしております。再造林をするために、少ないコストで、しかも将来間伐など必要のない森林をつくり上げることはできないのかということで、コンテナ内を使ったり、本数を少なくしたり、そういう中で、実証を今しようとしている部分なものですから、いずれにしても森林も年をとると活力が少なくなるわけでございます。

やはり健全な形で循環をしていくという部分を考えますと、切って植えるという部分の、すべてをそうやれと言っているわけではございませんが、適するところにはそういう形で林業経営がうまく循環するような考えを盛り込んでおいてほしいと思います。

以上です。

議　長　これは事務局のほうでいいでしょうか。

総合計画課長　66ページをお願いできますでしょうか。65ページを受けるような形になりますけれども、具体的な施策ということでは、116ページの９行目以降が重点施策の細項目、具体的な取り組みでございます。そこの24行目「森林環境の保全と森林資源の積極的な活用」ということで、時計数字ⅰ、ⅱ、ⅲを、それから117ページの１行目について、森林整備活動について触れてございます。

具体的に何をということになると、先ほど申し上げましたプログラムのものがございまして、これは156ページをお願いしたいのですが、156ページの27行目、「地域活性化を導くふくしまの低炭素社会づくりプログラム」ということになります。美しい環境の保全と経済活力や地域活力の維持の好循環が実現した環境先進県をめざすために、森林保全活動などを通じた森林の活用によってＣＯ2の削減を考えていこうではないか。例えば材として県産材を使うことでＣＯ2の削減ということにつなげていけるのではないか、あるいは材として使うことで地域にお金が回って、かつ、中山間地域でもある程度所得というものが確保できるのではないか、こういったプログラムを設けて具体的に来年度以降の事業を構築する中で進めていきたいと考えてございます。

なお、林に関して申し上げれば、農林水産業等で部門別計画の改定を行ってございますので、そちらのほうで詳細は示されることと思われますけれども、私ども総合計画では以上のような対応等をしてまいりたいと考えています。

國井委員（代理）　例えば、森林保全という言葉の中には造林も含むという積極的な部分が入るということになるわけでございますけれども、ただ、県民にわかりやすい形でメッセージを発してほしいと、そういう意味で申し上げておるわけでございまして、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

議　長　ありがとうございます。

時間があまりなくなってきましたが、あとお一方ぐらい、ぜひ申し上げたいということがあれば。

田子委員（代理）　田子委員の代理で参りました根本と申します。

資料５の157ページにあります重点プログラムについてでございます。この５つの重点プログラムが政策横断的で戦略的な取り組みで、予算も重点的に配分されるということが出ていると思いますが、そうであるとすれば、この計画書の一番最後に出すのではなくて、もっと前に出したほうがわかりやすく、より有効な取り組みとして位置づけされるのではないかと思います。

ただ、いろいろな時間の制約等がありますので、いろいろな意見はあると思いますが、例えば第３章の基本方向と第４章の分野別の重点施策の間とか、第４章の分野別の重点施策の前段あたりに入れることによって、この重点プログラムの位置づけがより明確になって、予算を重点配分することを訴えることができるのではないかという考え方です。いろいろ時間等制約があると思いますので難しい点はあるかと思いますが、検討していただければと思います。

以上です。

議　長　ここに移ってきた経過がありますけれども。

総合計画課長　資料３をご覧いただきたいと思います。

中間整理案と原案の対比がございまして、基本方向の最初でふくしま

の基本方向を描いて、４章の基本方向の実現方策の中で、推進の考え方とか県民運動の展開、実効性の確保というものを設けて、具体的な施策、それから地域別の施策を挙げたところでございます。

今回なんで一番最後に持ってきたかといいますと、重点施策を横断的に取りまとめることでということで制約がございまして、第４章の政策分野別の縦断施策、それから５章の地域別の重点施策は、特に関係するのが第４章でございますけれども、これを先に置かないとどういったプログラムがつくれるのかということが明確にならないものですから、４章を受ける形で第６章を置いたところでございます。確かに、前半のところに置けばわかりやすさは増すのかもしれませんけれども、今回はこうした形で最終章に置いたということをご理解いただきたいと思います。

田子委員（代理）　それは考えました。それで、この157ページの第４章の重点施策が左で、重点プログラムが右なので、これを逆にすれば前段に持ってきてもおかしくはない。要するに第４章の個別分野の重点施策の先取りとして分野横断的な施策の重点プログラムと位置づけていれば入るのかなと思います。

以上です。

議　長　今のご意見は、例えば概要版をつくったりするときに一発で県民がわかるという意味では、概要版の中ではそういうことがあるかもしれませんが、論理的な道筋みたいなものを強調してきたので。

きょうまた、皆さんからいろいろなご意見を提示していただきました。できることならば、また事務局と私のほうで皆さんの意見をどう受け止めるか検討させていただいて、それに基づいて最終案に持っていくという手続きを経ないといけないかもしれませんが、もしもここで、意見の中で、この計画案全体について概ね了解されたということであれば、その部分修正は私のほうで事務局と最終的な調整をしたいと思いますが、

そんな扱いにさせていただいていいでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

議　長　どうもありがとうございます。

それにつけても、皆さんからまだまだ大切な意見がおありかと思います。先ほど来のご意見をまたいろいろ斟酌した上で最終的なものに持っていきたいと思います。

さて、そんなわけであらかたこの原案で福島県の新しい長期計画の骨格ができ上がりました。この答申について、先ほど冒頭の部会報告書に沿った形で総合計画審議会として知事に答申をする、そういう答申案を今お配りするようでありますので、これについてご審議いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、この答申案についてご説明いただきたいと思います。

総合計画課長　お手元の答申案につきまして読み上げます。

（答申）

新しい福島県総合計画の策定について（答申）

平成20年10月20日付け20企調第1247号で諮問のあった新しい福島県総合計画については、審議検討の結果、別紙「新しい福島県総合計画」のとおり答申いたします。

なお、計画名称及び基本目標については、計画で礎を位置づけた「人と地域」をイメージするなど、わかりやすく親しみやすいものに設定するとともに、計画推進に当たっては、以下の点に格別の配慮を払われるよう要望します。

１　本計画はめざす将来の姿の実現に向け、県内のさまざまな主体がともに力を合わせ取り組んでいくための共通の指針となるものであることを踏まえ、多くの機会を通じて広く計画の趣旨は内容等の周知を図り、県全体で共有できるよう努めること。

２　人口減少・超高齢社会の到来等、厳しい時代潮流が見込まれる中にあっても、県民が将来に夢と希望を持ち、安心して暮らすことができる豊かな福島県をつくっていくため、計画の実効性の確保に努めること。

以上でございます。

議　長　どうもありがとうございました。案として示されたこの答申案について、皆さんのご質問やご意見を承りたいと思います。いかがでしょうか。

（「特にありません」という声あり）

議　長　特にないというご意見ですが、異議のある方がおられたらどうぞ。

（「異議なし」という声あり）

議　長　よろしいですか。

それでは、この答申案については了解されたということでよろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

先ほど、計画案については、私が取り扱い方についてご説明しました。先ほど来の意見について若干の修正等について、私のほうで事務局と調整させていただきます。しかし、この答申案については基本的にはこのまま答申として知事のほうに出す、こんなふうにしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

私のほうから後日改めて、審議会を代表して県に対して答申をさせていただきますのでご了承いただきたいと思います。

それでは「新しい福島県総合計画（案）について」の議事を終了いたしましたので、ここでいったん私の司会進行役を閉じさせていただきます。

ありがとうございました。

司　会　議題１が終わりましたので、ここで10分程度休憩をとりたいと思います。よろしくお願いします。

（休憩）

（再開）

司　会　　それでは会を再開いたします。

ただいま副知事が参りましたので、ここで副知事からごあいさつを申し上げます。

副知事　　副知事の松本でございます。会の途中での出席の失礼、おわびを申し上げます。

委員の皆様方には、日ごろから本県の県政に対しましてさまざまな形で、ご支援、ご協力を賜っております。この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

また、本日は総合計画の案につきましてご審議いただきましてありがとうございました。新しい総合計画につきましては、昨年の10月、佐藤知事からこの審議会に諮問させていただきましたけれども、これまで総合計画策定検討部会において総10回、本当に精力的にご審議を賜ったところでございます。本日、当審議会において答申を決定いただいたと聞いております。改めて感謝を申し上げます。

ご承知のとおり、新しい国の形がどうなのかとか、例えば若者が夢と希望を語れないというふうな非常に難しい状況になっている社会でございますけれども、こうした中で本県福島県の今後のあるべき姿がどうなのか、あるいはそういう姿に導くための施策の方向はどうなのかということについて､本当に熱心に議論を賜ったというふうに思っております。

今後、審議会から正式に知事のほうに答申をいただくわけでございますが、そのうち本答申を十分に尊重いたしまして、県のほうの総合計画を策定し、来る12月県議会のほうにこれをお示しした上で、来年度22年度から具体的な計画を立ててまいるということで、そういう中でもしっかりとした施策を組んでまいりたいと考えています。

計画の策定の中で特に本当に精力的に審議、ご議論をいただきました鈴木部会長はじめ10人の検討部会の委員の皆様、そして、この審議会の委員の皆様、本当にありがとうございました。重ねて御礼を申し上げたいと思います。

また、本日は県全体の土地利用計画の基本となる県の国土利用計画、この改定につきましても諮問をさせていただくことにしております。これにつきましても、県政の基本となる大変重要な案件でございます。来年度中の改定をめざしておりますので、ぜひこれにつきましてもご審議を賜りたいとお願いいたします。

委員の皆様方には、今後ともさまざまな角度、観点から、いろいろとご助言、そしてご協力、ご指導をいただきまして、私どもの県政のほうにできるだけの応援と示唆をお願いしたいということをお願い申し上げまして、お礼かたがたのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

司　会	ありがとうございました。 ここで、福島県国土利用計画の改定について、知事から当審議会に諮問がございます。 恐れ入りますが、副知事、会長、よろしくお願いいたします。
副知事	（諮問） 福島県国土利用計画の改定について（諮問） 社会経済情勢の変化に適切に対応し、適正かつ合理的な県土利用を図ることができるよう、福島県総合計画審議会条例第１条の規定に基づき、福島県国土利用計画の改定について、貴審議会に諮問します。 よろしくお願いいたします。
司　会	ただいまの諮問文につきましては写しを委員の皆様にお配りしてありますので、後ほどご覧ください。
司　会	なお、副知事は所用によりここで退席させていただきます。 （副知事退席） ここからは、再び会長に議長をお願いしたいと思います。
議　長	審議会長、よろしくお願いいたします。 諮問を受けて議事を再開いたします。 きょうの議題にありますように、２番目の議題は福島県国土利用計画の改定についてであります。 これについて、まず事務局のほうから説明をお願いいたします。よろしくお願いします。
土地･水調整課長	土地・水調整課の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。 まず、お手元の資料６をご覧いただきたいと思います。「福島県国土利用計画の改定について」でございますが、まず、国土利用計画につきまして若干ご説明したいと思いますので裏面をご覧いただきたいと思います。 まず、国土利用計画でございますが、国土利用計画とは国土利用に関する行政上の指針となる計画でありまして、全国計画、都道府県計画、市町村計画から構成されておりまして、都道府県計画は全国計画を、市町村計画は都道府県計画を基本として策定することとされております。 全国計画は国土利用に関する最上位計画でございまして、昨年閣議決定をされております。県計画は県土利用に際しまして最も基本となる計画でございますが、策定に当たりましては全国計画を基本とし、審議会及び市町村の意見を聴くとともに、議会の議決を要することとされております。現在の計画は平成13年３月に議決されたものでございます。市町村計画につきましては市町村の土地利用に関して最も基本となる計画ということでございます。 ページの下のほうに体系図が記載されておりますのでご覧いただきたいと思いますが、国土利用計画は指針でありまして、いわゆるビジョンというものでございます。即地的な計画といたしましては、国土利用計

画を基本として策定されます土地利用基本計画がありまして、この土地利用基本計画に即してそれぞれ個別の計画が運用されるという法体系となってございます。

それでは前ページにお戻りいただきたいと思います。改定の背景でございますが、全国計画との整合性を図る、あるいは現行の県計画が間もなく終期を迎える、今審議していただきました総合計画との整合性を図る必要がある、あるいは社会経済情勢の変化により県土利用の課題に変化が生じてきている、ということから改定を行うというものでございます。

計画の改定作業でございますが、集中的・機動的な検討を行っていただくために、本審議会に部会を設置したいと考えてございます。

資料７をご覧いただきたいと思います。部会の名称は「福島県国土利用計画改定検討部会」といたしまして、委員は７名、国土利用計画改定に係る答申時までの期間ということで考えております。

部会は国土利用計画の改定について審議した結果を審議会に報告しまして、審議会は報告を踏まえてさらに詳細な審議を行うものとするということとしたいと思っております。

次に、改定スケジュールでございますが、資料８をご覧いただきたいと思います。本審議会におきまして諮問いたしまして、部会の設置をしたいと考えておりますが、その後、部会と審議会を記載のとおり開催をしていきまして、最終的には来年の10月ごろの答申、その答申に基づきまして県計画（案）の決定、さらには12月議会での上程というような予定で考えてございます。

次に資料９をご覧いただきたいと思います。現在の福島県の土地利用の状況を１枚のペーパーにまとめたものでございますが、県土面積は１万3,783平方キロでございまして、北海道、岩手県に次いで全国３番目の広さということでございます。

平成19年の県土の利用区分の構成を見ますと、多い順に、森林が70.4％、農用地が11.2％、その他の土地が7.6％となっておりまして、森林が多くの割合を占めているというものでございます。

また、平成10年から19年までの10年間の面積の推移を見てみますと、農用地とか森林については、開発傾向が弱まってはきているものの、面積の減少が続いているという状況でございます。一方で、宅地や道路面積については増加傾向が続いているという状況でございます。

また、耕作放棄地の問題があると思いますが、耕作放棄地の増加によりまして、一番下のその他の土地の割合が高くなってきているという状況でございます。

以上が６から９までのご説明でございますが、参考資料といたしまして、昨年閣議決定されました全国計画の本文及びパンフレット、それから現在の県計画の本文と概要をおつけしておりますので、後でご覧いた

だければと思っております。
私からは以上でございます。

議　長　今、国土利用計画の改定についての背景や、どういう進め方をするかということについてお話がありました。事務局の説明について何かご質問等はございましょうか。
事務局に確認しておきたいのですが、資料６の裏側の下に土地利用計画制度の体系という図があります。今、ここの審議会の諮問を受けたのは左の列の都道府県計画、これを改定するということでよろしいですか。ちなみに聞いておくと、右側に土地利用基本計画というものがございます。これはワンセットで考えるのですか、ばらばらに考えるのですか。

土地･水調整課長　今回、諮問しましたのは、国土利用計画の都道府県計画ということでございまして、土地利用基本計画については別に考えてございます。

議　長　できれば、審議会のメンバーの方々に、都道府県の国土利用計画の中身がどんなイメージなのか、国土利用計画というものはこのようなものですということをお示しいただけますか。このパンフレットを見ればわかるのでしょうか。

土地･水調整課長　それでは参考資料の３をご覧いただきたいと思います。これに福島県国土利用計画、現在の第四次の概要が載ってございますが、県土の利用に関する基本構想ということでございまして、県土利用の基本理念、県土利用の現状と課題、県土利用の基本方針、地域類型別の県土利用の基本方向、それから利用区分、農用地とか森林といった利用区分ごとの県土利用の基本方向、こういったものについて記載している計画でございます。
これをめくっていただきまして、２番目に県土の利用の目的に応じた区分ごとの目標と、その地域別の概要というものがございますが、それぞれ県土の利用目的に応じた区分ごとの規模、農用地でありますとか、森林、原野、こういったものにつきまして、基準年それから目標年次のそれぞれの数値を出したものでございます。これを７方部ごとに出しております。
最後に３番目でございますが、規模の目標を達成するために必要な措置の概要ということでございまして、それぞれこういった基本方針に沿いましてどういった措置が必要となるかというものを列記したもの、この３つから成っておりまして、国土利用計画につきましては、この３つを記載することということが法令で定められいるということでございます。
以上でございます。

議　長　どうもありがとうございました。
皆さん、少しイメージをしていただけたかと思いますが、国土利用計画というから何事かと思いますが、こういう基本的な方針あるいは現状だとかそういうものを書いた上で、それを精緻に図面化したものが土地

利用基本計画ということになりますけれども、その前段階で、基本方針を示したものが国土利用計画福島県版だということになるようであります。

さて、その上で何か皆さんのほうからご質問はございましょうか。もちろんきょうは直前の資料がありますが、第４次の国土利用計画というものが、これまで策定されていたものがあって、こういうものの見直し作業等も含めて次の時代の変化に合わせてどういう方向づけをするかという作業に入るのかと思います。

私は実は国土交通省に呼ばれていて、この中の土地利用基本計画のあり方について見直し作業に入っています。はっきり申し上げまして、この総合計画審議会の中でも議論をしてまいりましたが、土地利用基本計画の変更についてここの審議にかけられておりました。例えば砂利採掘等で森林面積が何ヘクタール減りますと、絵柄を示して、ここでこういう格好になりますということが示されておったのです。そのときに委員の方からもたくさん意見が出て、私もそう思っていましたけれども、土地利用基本計画というものは最終的に５つの地域に分割されていて、５つの地域ごとの個別法に基づいて運用されている。そうすると、森林地域の中に開発行為が及んだときに、実は森林法に基づいて福島県がそれについて途中でタッチするようなプロセスになっていないのです。結果的にどうなっているか、１年をとおして福島県下のここの部分がこのように減らされました、こういう結果だけがこの審議会にかけられる。そうすると、委員の方々から、私たちの審議会、福島県はどういう決断ができるのだろうかということで、計画を決めたとしても、その中が個別法に基づいて運用されるときに、その中身の変化について一言も口を挟むことができない、こんな計画で意味があるのかというようなことを大分議論したことがあります。

そういうことを含めて、これから国土利用計画について、あるいは土地利用基本計画について、その運用の仕方について国のほうでも議論に入っていくはずであります。すぐにいい方向に行くかどうかわかりませんけれども、そんな課題を抱えながらの第５次の国土利用計画、こういうことになります。

これについても、部会が設定されましたら審議会メンバーの方々にも逐次、課題やら、どういう方向づけになるのかということについても意見交換をしていきたいと思いますが、皆さんにお掛けしているのは進め方として、事務局のほうからこれを具体的に進める上で審議会のメンバー全員で議論するというわけにはいかないので部会を設置したいという提案になってございます。この点についても皆さんにお諮りしておりますので、いかがでしょうか。

もし、皆さんのほうから特段ご意見がなければ、この部会を設置するということで審議会としては対応したいと思いますが、それでよろしゅ

うございますか。

（「異議なし」という声あり）

議　長　　どうもありがとうございます。

それでは、先ほどもちょっと説明がありましたが、福島県総合計画審議会条例第６条の規定に基づきまして、福島県国土利用計画改定検討部会を設置することにいたしたいと思いますが、改めてご了解を求めたいと思います。

（「異議なし」という声あり）

議　長　　どうもありがとうございます。

それでは案のとおり部会を設置してこの課題に取り組むということにしたいと思います。

次に部会員の指名に移らせていただきます。この部会の委員の選任につきましては､総合計画の計画策定のときにも同じ手続きを踏みました。福島県総合計画審議会条例第６条第２項で、部会に属すべき委員は会長が指名するとなっております。私のほうから指名させていただくということで進めさせていただいてよろしいでしょうか。

（「よろしいです」という声あり）

議　長　　それでは指名させていただきます。部会構成員につきましては、県国土利用計画が都市・農用地・森林などの土地利用区分ごとに土地利用の基本方針を示す計画であることから、それぞれの分野で活動されている方を委員として選ばせていただきたいと思います。

お手元の、福島県総合計画審議会委員名簿をご覧いただきたいと思います。ここに氏名だけではなくどういうお立場の方かということが書かれているかと思います。今、私が申し上げたような趣旨で次の６名、あるいは県の町村会、こういうところからのご推薦をいただきたいと思いますが、あわせて７名の委員をお願いしたいと思っています。

まず、総合計画審議会のメンバーですが、國井常夫委員、瀬谷俊雄委員、橘あすか委員、長林久夫委員、安田壽男委員、この５名に私を加えて６名、総合計画審議会の部会を形成したいと思います。さらに、こういう計画にかかわっておられる県町村会からの推薦人を、今だれというわけにはいきませんが、県町村会からの推薦人を加えて、計７名の委員として発足させたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、今申し上げました県町村会からの推薦人は湯田委員でございます。ただ､本日付で本人から辞任届が出されております。つきましては、湯田委員の後任として県町村会から推薦のあった委員を部会委員として指名させていただきたいと思います。

きょう指名させていただいた審議会のメンバーのうち、長林委員につきましては内々に私のほうで了解を得ておることをあらかじめご説明しておきます。その点について事務局のほうから改めてここでメンバーとなったことについてご本人にお知らせいただきたいと思います。

この案件については、部会の発足をするということで、この議題については終わらせていただきたいと思います。

きょうの次第の中に、もう一つ、その他がございますが、事務局のほうで何かございましょうか。特にないですか。

それでは、予定していた議題がすべてこれで終了いたしました。先ほど申し上げましたように、湯田委員は本日付けで辞任届けを出されており、また、総合計画に関する特別委員として、浅見委員、初瀬委員につきましては、本日が最後の審議会となります。３名の方々には改めまして長い間ご協力いただきましたこと、お礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

それでは以上で本日の審議を終了いたします。議事の進行にご協力いただきましてどうもありがとうございました。

司　会　本日は誠にありがとうございました。これをもちまして「福島県総合計画審議会」を閉会させていただきます。

（以上）